

特定非営利活動法人Peace Link Japan
定款

特定非営利活動法人Peace Link Japan定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Peace Link Japanという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県ひたちなか市大成町3番17号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本に居住する外国人及びその家族に対して、生活・学習・就労等に関する支援及び情報提供事業を行い、彼らが安心して暮らし、学び、働くことのできる環境を構築するとともに、地域における多文化共生推進事業を行い、多様な背景を持つ一人一人が尊重され、誰もが力を発揮できる包摂的な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 外国人向け生活に関する個別相談、支援及び情報提供事業
- (2) 外国人向け学習支援及び教育環境整備事業
- (3) 外国人向け進学及び就労支援事業
- (4) 地域における多文化共生推進事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	ニエケ ひとみ
理事	田巻 松雄
同	仙波 美弥子
同	伊東 淨江
同	高橋 恵介
同	小暮 美樹
同	飯部 つかさ
監事	高山 善文

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 年会費

正 会 員	個人	一口 1,000 円（一口以上）	団体	一口 1,000 円（三口以上）
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

役員名簿

特定非営利活動法人Peace Link Japan

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	ニエケ ひとみ		無
理 事	田巻 松雄		無
理 事	仙波 美弥子		無
理 事	伊東 淨江		無
理 事	高橋 恵介		無
理 事	小暮 美樹		無
理 事	飯部 つかさ		無
監 事	高山 善文		無

設 立 趣 旨 書

令和7年6月20日

特定非営利活動法人Peace Link Japan
設立代表者 住所又は居所

氏名 ニエケ ひとみ

1 趣 旨

我が国における令和7年1月現在の在日外国人数は376万にものぼり、過去最多を更新しました。近年、日本においては、少子高齢化や人口減少に伴い、外国人労働者の受け入れが進み、外国人住民の数が年々増加しています。外国人材受入れは、日本社会の発展のために不可欠であるとして、自治体による多言語対応の窓口や生活支援サービスの整備等、あらゆる取り組みが進んでおりますが、人手不足の解消と同時に、労働環境や生活面での課題、特にコミュニケーションの問題に直面してきている企業も少なくありません。日本語能力が十分ではなく意思疎通が困難な場合、勤怠観、時間厳守意識、責任感など、価値観や習慣の違いがあることで、外国人労働者と日本人の間に誤解が生じてしまい大きな問題へと発展してしまうこともあります。外国人にとって働きにくい環境になると離職率も高くなり、複雑で手間のかかる手続きをして獲得した人材であるにも関わらず、短期間でやめてしまうリスクも高くなります。

また、文部科学省の調査によれば、2023年時点で、学齢相当の外国籍の子どもの0.6%が義務教育諸学校もしくは外国人学校のいずれにも在籍していない不就学であり、その可能性のある子どもまで広げると8.3%が該当するとされています。不就学により子どもたちの心身の健全な発達を阻害するだけでなく、彼らがいずれ成長し、日本社会で自立していこうとする際も、それを阻む壁となり、日本社会全体にとって悪影響を及ぼすことになると思えます。

このような課題に対処するためには、外国人が生活、学習、就労の面において必要なサポートを十分に受けることができる環境の整備と、地域全体で多文化共生を推進する取り組みが必要だと考えます。

そこで私たちは、外国人向け生活に関する個別相談、支援及び情報提供事業として、外国人が日本で生活する中での困り事や悩みについて電話・メール・SNSを利用した個別相談に対応し、必要な情報の提供、煩雑な行政手続きのサポート等を行って参ります。また、外国人向け学習支援及び教育環境整備事業、進学及び就労支援事業として、日本語学習を必要とする外国人に対し、日本語での会話、読み書き練習ができる場を提供し、外国にルーツを持つ児童、生徒に対しては、教科補習支援、進学・就労希望者とその保護者向けの進学・就職ガイダンスの実施等を行い、未来ある若者が持てる力を最大限に発揮し、自らの可能性を伸ばすことができるよう発展的、継続的な支援を実施して参ります。

さらに、地域における多文化共生推進事業として、地域で暮らす外国人を交えての日本の行事や祭り、外国グルメ料理教室や民族衣装試着体験会、外国人とのコミュニケーション講座の実施等、楽しいイベントや講座を通して互いの理解促進を図り、より一層共生社会の実現に寄与して参ります。

開設にあたっては、支援の範囲を拡大するため積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人Peace Link Japanを設立することにしました。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人Peace Link Japan

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きや事業実施に向けた体制の整備を行いつつ、在日外国人及びその家族に対する生活・学習・就労等に関する支援及び情報提供事業、地域における多文化共生推進事業等を行い、多様な背景を持つ一人一人が尊重され、誰もが力を発揮できる包摂的な社会の実現に寄与するために、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 外国人向け生活に関する個別相談、支援及び情報提供事業	日本で生活する中での困り事や悩みについて電話・メール・SNSを利用した個別相談に対応、必要な情報の提供、行政手続き等のサポートを行う	(A)随時 (B)法人事務所 (C)2人	(D)在日外国人及びその家族等 (E)不特定多数	132
② 外国人向け学習支援及び教育環境整備事業	日本語の会話、読み書き練習等を行うオンライン学習支援	(A)月4回 (B)法人事務所 (C)2人	(D)日本語学習を必要とする在日外国人 (E)10~30人/回	187
	児童生徒向けオンライン教科補修学習支援	(A)月4回 (B)法人事務所 (C)2人	D)学習支援を必要とする在日外国人の児童生徒 (E)10~30人/回	

③ 外国人向け進学及び就労支援事業	高校生・大学生・社会人の進学及び就職希望者及びその保護者向け、進学・就職ガイダンス&相談会の実施	(A)年2回 (B)法人事務所又は近隣の公共施設等 (C)3人	(D)進学・就職を希望する在日外国人 (E)10~30人／回	185
④ 地域における多文化共生推進事業	地域国際交流イベントの企画・開催（外国グルメ料理教室、民族衣装試着体験会、手工芸品ワークショップ、日本の行事や祭り等）	(A)年2回 (B)法人事務所又は近隣の公共施設等 (C)4人	(D)在日外国人及び地域住民 (E)15~20人／回	441
	地域の外国人サポートボランティア講習会の企画及び実施	(A)年2回 (B)法人事務所又は近隣の公共施設等 (C)4人	(D)地域の外国人サポートボランティア及び住民 (E)20~50人／回	
⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	海外の大学等の教育機関とのコラボレーションイベントの企画及び実施	・本事業年度は、実施予定なし。	—	0

令和8年度の事業計画書

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

特定非営利活動法人Peace Link Japan

1 事業実施の方針

令和8年度は、前年度に引き続き設立後の諸手続きや事業実施に向けた体制の整備を行いつつ、在日外国人及びその家族に対する生活・学習・就労等に関する支援及び情報提供事業、地域における多文化共生推進事業等を行い、多様な背景を持つ一人一人が尊重され、誰もが力を発揮できる包摂的な社会の実現に寄与するために、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 外国人向け生活に関する個別相談、支援及び情報提供事業	日本で生活する中での困り事や悩みについて電話・メール・SNSを利用した個別相談に対応、必要な情報の提供、行政手続き等のサポートを行う	(A)随時 (B)法人事務所 (C)2人	(D)在日外国人及びその家族等 (E)不特定多数	144
② 外国人向け学習支援及び教育環境整備事業	日本語の会話、読み書き練習等を行うオンライン学習支援	(A)月8回 (B)法人事務所 (C)2人	(D)日本語学習を必要とする在日外国人 (E)10～30人／回	252
	児童生徒向けオンライン教科補修学習支援	(A)月8回 (B)法人事務所 (C)2人	D)学習支援を必要とする在日外国人の児童生徒 (E)10～30人／回	

③ 外国人向け進学及び就労支援事業	高校生・大学生・社会人の進学及び就職希望者及びその保護者向け、進学・就職ガイダンス&相談会の実施	(A)年2回 (B)法人事務所又は近隣の公共施設等 (C)3人	(D)進学・就職を希望する在日外国人 (E)10~30人／回	196
④ 地域における多文化共生推進事業	地域国際交流イベントの企画・開催（外国グルメ料理教室、民族衣装試着体験会、手工芸品ワークショップ、日本の行事や祭り等）	(A)年4回 (B)法人事務所又は近隣の公共施設等 (C)4人	(D)在日外国人及び地域住民 (E)15~20人／回	694
	地域の外国人サポートボランティア講習会の企画及び実施	(A)年2回 (B)法人事務所又は近隣の公共施設等 (C)4人	(D)地域の外国人サポートボランティア及び住民 (E)20~50人／回	
⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	海外の大学等の教育機関とのコラボレーションイベントの企画及び実施	・本事業年度は、準備活動のみ	—	24

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人Peace Link Japan

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
外国人向け生活に関する個別相談、支援及び情報提供事業収益	0		
外国人向け学習支援及び教育環境整備事業収益	220,000		
外国人向け進学及び就労支援事業収益	0		
地域における多文化共生推進事業収益	80,000		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	300,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
ボランティア謝礼	160,000		
講師謝礼	40,000		
旅費交通費	88,000		
通信運搬費	110,000		
製本印刷費	74,000		
賃借料	56,000		
水道光熱費	99,000		
会議費	99,000		
消耗品費	89,000		
広告宣伝費	126,000		
保険料	4,000		
支払手数料	0		
その他経費計	945,000		
事業費計		945,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	22,000		
通信運搬費	33,000		
水道光熱費	55,000		
会議費	22,000		
消耗品費	11,000		
保険料	30,000		
支払手数料	22,000		
その他経費計	195,000		
管理費計		195,000	
経常費用計			1,140,000
当期経常増減額			160,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			160,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			160,000

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

令和8年度 活動予算書
令和8年9月1日から令和9年8月31日まで
特定非営利活動法人Peace Link Japan
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
外国人向け生活に関する個別相談、支援及び情報提供事業収益	0		
外国人向け学習支援及び教育環境整備事業収益	960,000		
外国人向け進学及び就労支援事業収益	0		
地域における多文化共生推進事業収益	160,000		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	1,120,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,620,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
ボランティア謝礼	320,000		
講師謝礼	40,000		
旅費交通費	96,000		
通信運搬費	132,000		
製本印刷費	126,000		
賃借料	76,000		
水道光熱費	108,000		
会議費	120,000		
消耗品費	132,000		
広告宣伝費	152,000		
保険料	8,000		
支払手数料	0		
その他経費計	1,310,000		
事業費計		1,310,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	24,000		
通信運搬費	36,000		
水道光熱費	60,000		
会議費	24,000		
消耗品費	12,000		
保険料	30,000		
支払手数料	24,000		
その他経費計	210,000		
管理費計		210,000	
経常費用計			1,520,000
当期経常増減額			100,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,000
前期繰越正味財産額			160,000
次期繰越正味財産額			260,000